

うるま市一般廃棄物処理基本計画

— 概 要 版 —



平成 30 年 3 月

うるま市

一般廃棄物処理基本計画とは

廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理基本計画（ごみと資源物、汲み取り式便所のし尿のほか、災害廃棄物などの処理に関する基本計画）であり、さらなる廃棄物の減量と適正処理への方策を定めるものです。

本計画の計画期間は平成 30～39 年度とし、目標年次を平成 39 年度とします。また、本計画は 5 年ごとに見直すことを基本とします。

第 1 編 ごみ処理基本計画

1. 現状と課題

これまでの取組（一部紹介）

○市民への普及啓発

「広報うるま」及びアプリ「マチイロ」（広報紙をスマートフォンやタブレットなどで読むことができる無料アプリ）にて、ごみ処理経費・ごみ搬入量・資源化量等について、市民へ啓発を図っています。



○不法投棄排出者への啓発

不法投棄防止の看板や、不法投棄がされやすい場所に監視カメラを設置しました。

○市民団体等との協力

各種イベント等で発生するごみの発生量を抑制するため、エコステーションを設置し、サポート企業・協力団体等の協力により、エコ活動（ごみの分別作業やリサイクル活動）を実施しています。

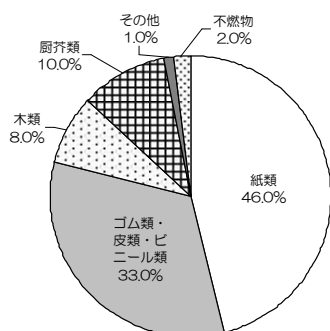
○分別区分細分化の検討

容器包装リサイクル法第 8 条第 1 項の規定により、「うるま市分別収集計画」を策定し、対象品目として、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、PET ボトルを対象としました。

今後の課題（一部紹介）

○古紙の回収

平成 28 年度のごみ質分析結果において紙類が約 4 割含まれていることから、燃やせるごみの中の紙類を資源化していくことが望まれます。



○生ごみの堆肥化の普及

今後は、生ごみ処理容器も助成対象とした「家庭用生ごみ処理機等購入奨励助成事業」を実施し、より積極的な普及啓発に努め、生ごみの堆肥化によるごみ量の削減を推進する必要があります。

○市民に対する 4R 活動の推進

本市への転入者に対し、ごみの分別排出を徹底する必要があります。

転入出者の多い集合住宅については、集合住宅所有者又は管理会社などと連携し啓発を強化する必要があります。

2. 目指す将来像

本市では、将来にわたる安定した円滑な廃棄物処理を念頭に、循環型社会の形成に向けて、4R（Refuse：ごみになるものを拒否する、Reduce：ごみの発生抑制、Reuse：ものを再使用する、Recycle：再生利用する）を積極的に推進する「みんなで取り組もう ごみ減量！ ごみ資源化！」を目指します。

3. 基本方針

目標年度（平成39年度）におけるごみ処理の基本方針として、以下の5つを掲げ、廃棄物の減量化・資源化を推進するとともに循環型社会の形成を目指します。

方針1：発生・排出抑制（市民・事業者・行政の三者協働による4R活動を推進）

市民・事業者・行政が各々協働して、4Rを積極的に推進し、ごみの発生・排出量の減量化・資源化を図ります。

方針2：収集・運搬（効率的で環境に配慮した収集・運搬体制を整備）

環境配慮型の収集車両を推奨するなど、市民の衛生的な生活環境を確保するため、効率的な収集・運搬体制を推進していきます。また、新たな資源ごみ（雑紙、廃食用油、プラスチック製容器包装等）の分別区分を検討し、資源化量の増加を推進します。

方針3：中間処理（ごみの処理費を含めた施設の適正管理を推進）

処理施設の適正な維持管理によって施設の長寿命化を推進します。また、ごみの増加によって処理費が増えることから、処理費低減等も考慮した中間処理体制を推進します。

方針4：最終処分（最終処分場を長期利用可能とするため、埋立処分量の減容化を推進）

ごみの排出、中間処理の段階で減量化・資源化を推進し、最終処分量の削減を推進します。

方針5：その他計画（清潔できれいなまちを目指す）

市民・事業者・行政の三者が協働しながら不法投棄対策を講じ、清潔できれいなまちづくりを推進していきます。

4. 施策の展開

この計画を具現化していくため、本計画では5つの基本方針に基づき、それぞれに個別の具体的な施策を掲げ、各施策の展開を図ることとします。

方針1：発生・排出抑制（市民・事業者・行政の三者協働による4R活動を推進）

1) 市民による4Rの推進
a. 減量化対策
① ライフスタイルの見直し ・ 必要な物しか買わない ・ 使い捨て製品の使用の抑制 ・ 簡易包装の製品の購入 ・ 詰め替え製品の購入 ・ 環境や人の健康にやさしい商品の選択 ・ 食品ロスの削減 ・ 3切り運動（食材の使い切り、食材の食べ切り、生ごみの水切り）の実行 等
② マイバッグ等の運動の促進
③ 分別排出の徹底 ・ 転入者、単身世帯等のごみ分別排出の指導 ・ 処理困難物のごみ出しルールの指導
b. 資源化対策
① 紙類の回収
② 古布の回収
③ 廃食油の回収
④ 生ごみの堆肥化の普及
⑤ 食品トレイ等の店頭回収の利用促進
⑥ リサイクル業者の利用促進
⑦ フリーマーケットやバザー等の利用促進
c. 減量化・資源化の双方を含む対策
① 4Rの推進・組織づくり ・ 4Rを適切に推進するため、地域との関係を強化し、ごみの分別指導や減量化の工夫等の情報交換を行える体制・組織づくり・拠点づくりの検討 等
2) 事業者による4Rの推進
a. 減量化・資源化の双方を含む対策
① 分別排出の徹底 ・ 紙類の分別回収の徹底・指導 ・ 飲食店などの生ごみの削減の指導 等
② 食品トレイ等の店頭回収
③ 簡易包装の促進
④ 環境汚染の少ない製品やごみになりにくい商品の開発
⑤ 4Rの推進・組織づくり ・ 4Rを適切に推進するため、従業員等へのごみの分別指導や減量化の工夫等の情報交換を行える体制・組織づくりの検討 等
⑥ 減量化・資源化計画の策定 ・ 製品や流通及び販売で発生するごみの減量化を推進するため、年間排出量が一定規模を超える事業者については、減量化・資源化計画の策定支援 等
⑦ 環境に配慮した事業活動 ・ 事業活動における省エネルギー・省資源に向けた取り組みの実践 等
⑧ 事業者による情報発信の促進 ・ 事業者のごみ減量に関する取組事例についての紹介等への協力

3) 行政による 4R の推進

a. 減量化対策

①ごみ処理有料化の見直し・検討

- ・ごみの発生・排出抑制を推進するため、市民や事業者のニーズに対応した指定袋の種類や価格の見直し・検討

b. 減量化・資源化の双方を含む対策

①市民に対する 4R 活動の推進

- ・集合住宅の所有者、管理会社又は管理組合に対するごみ分別に関する指導及び相談
- ・販売店等の事業者に対する簡易包装の導入の呼びかけ ・マイバッグ持参の呼びかけ 等

②市民団体等との協力

③事業者に対する 4R 活動の推進

- ・事業系一般廃棄物排出事業者の排出量及び排出実態の把握
- ・生ごみを排出する事業者に対しては、食品ロスの削減や水切りの実施・指導 等

④環境教育の推進

- ・ごみ処理施設等の見学会を実施し、一人でも多くの子供がごみや環境に関心を持ち具体的な行動を取ってもらうため、一般の見学や小・中学校への環境教育の実施
- ・子供への教育を通じて、子育て世代が子供と一緒にごみや環境について考えることができる学習機会の場の提供 等

⑤ 普及啓発の推進

- ・転入窓口となる担当部署と協力して、転入者に対する普及啓発
- ・集合住宅の所有者、管理会社又は管理組合と連携した入居者への普及啓発
- ・3 切り運動（食材の使い切り、食材の食べ切り、生ごみの水切り）の普及啓発
- ・エコステーションの設置については、各種イベントや祭り会場など、その他へ設置場所を拡大
- ・美島環境クリーンセンターの工房をエコステーションとして活用するよう検討 等

⑥ グリーン購入の利用促進

⑦ 事務用消耗品等についての配慮

⑧ 環境クリーン指導員の設置

方針 2：収集・運搬（効率的で環境に配慮した収集・運搬体制を整備）

1) 分別区分・収集方法の見直し

①分別区分細分化の検討

- ・平成 25 年 4 月に施行された小型家電リサイクル法に基づき、携帯電話、デジタルカメラ等の小型家電（28 分類）の回収方法を検討

②収集・資源化の双方を含む対策

- ・収集委託業者に対して適切な収集・運搬を行うよう指導 等

2) 収集・運搬体制の整備

①環境配慮型の収集車両の導入

- ・環境配慮型の収集車両（粗大ごみ収集）の導入 等

②安心・安全・安定的な収集・運搬体制の確保

- ・ごみの分別区分、排出方法、排出場所に排出されたごみは、市が責任を持って適正かつ円滑に収集・運搬

3) 資源物持ち去り行為の防止

①資源ごみ抜き取り対策の検討

- ・資源物（アルミ缶・新聞紙）の抜き取り対策の検討

方針 3：中間処理（ごみの処理費を含めた施設の適正管理を推進）

1) 安全かつ適正な処理体制の適正管理

①美島環境クリーンセンター等の維持管理

- ・中間処理施設の定期的な点検・清掃・補修整備により予防保全を徹底し、施設の長寿命化を図る 等

2) 処理施設の燃料費の低減化

①燃料費の低減化

- ・ごみの減量化・資源化やごみ処理事業の効率化などによる、ごみ処理費用の削減

3) リサイクルの推進

①中間処理段階の循環利用の促進

- ・熱回収施設における金属類や溶融スラグ等の有効利用、埋立処分量の最少化、余熱利用（発電、蒸気利用） 等

方針 4：最終処分（最終処分場を長期利用可能とするため、埋立処分量の減容化を推進）

1) 最終処分量の減容化

①ごみ排出量の減量化

- ・最終処分場の減容化を図るため、ごみの排出抑制やリサイクル、適正な中間処理の実施

方針 5：その他計画（清潔できれいなまちを目指す）

1) 不法投棄対策・環境美化運動の推進

①不法投棄の監視体制の強化

- ・地域住民や関係機関との連携を強化し、不法投棄のパトロール体制の整備 等

②不法投棄排出者への対応

- ・不法投棄を行った者に対しては、法令及びルールの遵守をするよう指導 等

③不法投棄排出者への啓発

- ・不法投棄防止の看板設置及び提供、不法投棄がされやすい場所への監視カメラの設置等

④環境美化運動の推進

- ・美しい環境を保つためには、一人ひとりのモラルを高める必要があることから、各自治会・市民・各種団体・事業者等と協力し、環境美化清掃の継続

2) 適正処理困難物の対応

①廃家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機）の回収方法の周知徹底

- ・家電リサイクル法で定められている5品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機）の回収方法の周知

②家庭から排出される医療系廃棄物の回収

- ・「うるま市在宅医療廃棄物の処理について（お願い）」に基づき、在宅医療廃棄物の回収を継続

3) 小型家電リサイクルの推進

①小型家電リサイクルの周知徹底

- ・小型家電リサイクル法に基づき、希少金属（レアメタル）等のリサイクルについて、広報紙やホームページでの周知

5. 計画の推進

本計画の推進のためには、市民、事業者、行政が一体となって取り組む必要があります。ここでは、努力目標や各施策を達成するために市民、事業者、行政の具体的な行動の一例を示します。

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・買物袋を持参し、詰め替え商品の購入や店舗等での簡易包装の要求を行う ・生ごみの堆肥化など身近な活動から取り組む ・使い捨て商品の購入を自粛する ・ものをできるだけ長く使用する ・分別排出を徹底し、適正に排出する ・リサイクル製品を積極的に購入する ・ごみの分別を徹底することで、ごみ処理施設の安定稼働、適正処理に協力する ・家庭ごみを野焼きなどで処理しない ・不法投棄を行わない、不法投棄の発見に協力する
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨て商品の開発、製造、販売を見直す ・流通包装の簡素化と排出抑制に取り組む ・過剰包装を自粛する ・分別排出に協力する ・オフィスなどの備品にできるだけリサイクル品を使用する ・再生品の開発、製造、販売に積極的に取り組む ・市の減量化・資源化施策に協力する ・ごみの分別を徹底することで、ごみ処理施設の安定稼働、適正処理に協力する ・産業廃棄物等については、安全で適正な処理、処分を行う ・不法投棄を行わない
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業者に対する教育、啓発活動を推進する ・市民、事業者の自発的な活動を支援する ・リサイクル関連業界と連携し、リサイクルルートの確保に努める ・再生品利用（グリーン購入）を積極的に推進する ・適正処理に努め、必要な施設整備やごみ処理体制を整備する ・広報・啓発活動や推進団体の育成等を積極的に進め、4R運動を促進する ・不法投棄の監視、啓発や適正処理対策を推進する ・環境クリーン指導員を委嘱し、ごみの排出指導、ごみの減量化・資源化の促進及び指導、不法投棄防止等を推進する

第2編 生活排水処理基本計画

公共下水道に未接続の家庭や事業所に対しては、引き続き接続を促すとともに、今後も適正に処理することができるよう、収集・運搬と処理体制を維持します。

第3編 災害廃棄物処理基本計画

本計画では、地震災害、台風等による風水害が発生した場合、多量に発生する災害廃棄物を迅速・安全に処理する体制を確保します。

うるま市一般廃棄物処理基本計画 一概要版一

(平成 30 年度～平成 39 年度)

平成 30 年 3 月 うるま市役所 市民部 環境課

〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町一丁目 1 番 1 号

TEL : 098-973-5594 (直) FAX : 098-973-6065